様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会 御中
（事務局：気候変動対策認証センター）

平成25年7月1日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
岐阜県森林公社分収造林地間伐促進プロジェクト ～ ぎふ清流の国づくりプロジェクト ～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	公益社団法人岐阜県森林公社 (コウエキシャダンホウジンギフケンシンリンコウシャ) 印		
住所	〒501－3756 岐阜県美濃市生櫛1612－2 岐阜県中濃総合庁舎 5階		
代表者氏名	藤 井 清 敏	代表者役職	理事長
担当者氏名	武 藤 吉 徳	担当者 所属部署・役職	関駐在所 総括業務管理指導員
担当者 E-mail	y-mutoh@gifu-shinrin.or.jp	担当者電話番号	0575－46－8065
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	プロジェクト代表事業者と同一		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	公益社団法人岐阜県森林公社 (コウエキシャダンホウジンギフケンシンリンコウシャ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0107
プロジェクト登録日	平成23年5月31日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 《目的》 岐阜県内の分収造林地における森林整備を進める公社では、2010年6月に開催された「第30回全国豊かな海づくり大会 ぎふ長良川大会」を契機として、新たに J-VER 資金を導入し、間伐等の森林整備による「清流ぎふづくり」の推進を図ることとしている。 全国の林業公社が長期債務等により経営状況が厳しくなっている中、全国に先駆けて J-VER 資金導入による公社経営の改善モデルを構築し、健全で豊かな森林づくりと美しい水環境づくりを進めていく。 《内容》 間伐が必要な人工林を適期に間伐することにより、二酸化炭素吸収量を増大させ、森林を健全な状態で維持するとともに、間伐した木材を森林に放置する伐捨間伐から間伐木を搬出し利用する利用間伐への転換を進めていく。その転換に伴って、森林での事業量が増大し必要となる地域の雇用に結びつくと共に、地域の活性化に寄与することができる。 また、搬出する間伐材の新たな用途開発や需要先開拓にも取り組むことにより、山村における循環型社会の構築に寄与する。 プロジェクト代表事業者である岐阜県森林公社が実施する温室効果ガス吸収活動（間伐促進型プロジェクト）により、オフセット・クレジット（J-VER）を取得、販売し、その追加的資金を活用し、今後の間伐及び間伐材搬出のための路網整備を更に進め、森林経営を継続しつつ、森林の有する公益的機能を持続的に発揮する。 プロジェクト対象地は、県内の分収造林地の中で、プロジェクト期間中の間伐事業地が団地的にまとまりのある地域という観点から、郡上市大和、本巣市本巣、白川町の3地域を選定した 【適格性基準との整合性】 **条件1** プロジェクト対象地は、森林法第5条に規定される地域森林計画該当地である。 **条件2** プロジェクト対象地のうち郡上市大和は長良川地域森林計画に、本巣市本巣は揖斐川地域森林計画に、白川町は飛騨川地域森林計画に該当する。 プロジェクト対象地は、森林施業計画書の長期の方針に基づいて森林として管理するものであり、クレジット発行対象期間内に土地転用及び主伐は計画していない。 プロジェクト対象地は、2007年4月以降に森林施業計画に基づき、補助金等を財源に間伐するものであり、現行の森林施業計画期間は、2014年3月31日若しくは、2015年10月24日まで計画策定済みである。 **条件3** プロジェクト対象地の森林施業計画書は、当該市町村の森林整備計画に適合するものとして認定されている。プロジェクト対象地の間伐方法及び間伐率は、施業計画認定基準判定において、当該市町村長により適正である旨判定されている。

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【法令遵守状況】

関連法令等に基づき、森林施業計画の認定及び変更事項が生じた場合の変更認定を受けると共に、間伐完了後に市町村に提出する「森林施業計画に係る伐採等の届出書」、保安林該当地である場合に事前申請する「保安林内間伐届出書」により条件を満たしている事を確認した。

【採用技術】

プロジェクトで使用する機器は次のとおり

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
デジタルコンパス ﾄｩﾙｰﾊﾟﾙｽ360BT	LaserTechnology社製	5年	平成21年3月	面積測量器
同上	同上	同上	同上	樹高測定器
直径巻尺	不明	5年	不明	胸高直径測器
ポケット コンパス	牛方製	5年	平成11年3月 平成13年3月 平成14年2月	面積測量器
GPS受信機 R110	Hemisphere社製	5年	平成21年3月	面積測量器
PDA端末 Archer Field PC with intergrated BT	Juniper System社製	5年	平成21年3月	面積測量器

【モニタリング方法】

最新の「モニタリング方法ガイドライン」に則り実施する。

活動量（間伐面積）は、実測に基づく方法とし、測量データは、補助申請時に岐阜県の現地事務所である当該地の農林事務所で審査を受けることとなる。

なお、樹種・林齢が混在する複数林班を合わせて測量している場合の面積特定方法について「隣接するモニタリングポイントの面積確定対応手順」を定め対応することとしている。（【添付資料2】参照）

地位級は、実測に基づき特定するが、植栽年度・期、樹種別に 30ha 以内でグループ化し、過去に実施済みの現況調査データを参考に、現地周辺をサンプリング調査しながら十分に踏査した上で、地形、林相、樹種ごとの生育特性を考慮して平均的な箇所に、保守性原則を念頭にモニタリングプロットを設定し、計測した林齢、胸高直径、上層樹高と岐阜県林分収穫表の地位指数曲線を照合して地位級を特定する。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

拡大係数等は、「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」で示されたものに準拠する。なお、収穫予想表は、地域性が高いことから岐阜県林政部が作成した林分収穫表を採用する。

【モニタリング体制】

モニタリング体制は、登録時のモニタリング体制に加え、モニタリング調査補助者としてプロジェクト対象地の森林組合職員を採用する場合のモニタリング調査チーム構成は、リーダーを各地区担当者、メンバーを公社職員又は森林組合職員で構成することとしている。変更後のモニタリング体制図は、「モニタリング報告書」の「E.1 モニタリングの実施体制」記載のとおりである。

なお、2012年4月1日付けの組織改編により担当する役職名に変更があったことから、変更後の役職名を赤字で表記した。

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">【QA / QC 体制】
①教育訓練
「モニタリング方法ガイドライン」に則った手順に従ってモニタリングを行うため、データ収集・把握担当者及びモニタリング調査チームに参加する公社関係職員に対し、教育訓練を実施する。
調査補助者としてプロジェクト対象地の森林組合職員を採用する場合は、地区担当者が指導者となって森林組合職員の教育訓練を実施し、更に間伐施業者に対しても同様の教育を行う。

②情報保管
紙ベースの記録は、すべてPDFとし、複数のパソコンで保管する。各種提出文書、データの保存期間は、平成35年3月31日までとする。

③データの確認
測定データ:データ収集・把握担当者が自己チェックし、吸収量算定担当者が確認する。確認項目は、原野帳とモニタリング調査野帳との突合、DBH に応じた樹高測定・本数の確認、特定された地位の確認等
吸収量算定確認:吸収量算定担当者が自己チェックし、吸収量算定確認者が確認する。

④内部監査
次の事項について監査し、必要な場合は勧告して是正後の効果を確認する。
・CO2 吸収量の算定が正しく行われているか確認する。
・教育訓練の実施に関し、インタビューにより確認する。
・測定機器の保管、点検状態について確認する。
・監査結果を記録し、保管する。
今回のモニタリング報告書作成に際して、平成25年5月1日に内部監査が実施されたが、「是正の必要な事実はないものと認める。」とする報告がされている。

⑤測定機器の維持管理
測定機器の維持管理は、データ収集・把握担当者が取扱説明書に基づき、年1回使用前に実施する。
間伐施業者における測定機器の維持管理は、教育訓練時に実施する。

(その他特筆すべき事項)</td></tr>
<tr><td>モニタリング結果概要[2]</td><td colspan="2">☑ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。
☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。
☑ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。
(その他特筆すべき事項)</td></tr>
<tr><td>適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="2">オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
(森林管理プロジェクト用)　ver. 4. 3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td>R001 ver. 6. 3</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td>森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)</td></tr>
</table>

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

モニタリング結果							
モニタリング期間		2011年 4月 1日～ 2013年 3月31日					
＜方法論R001・R002・R003のみ＞ モニタリング対象面積		534. 87 ha					
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	ー	ー	ー	4,924.1	4,784.4	9,708.5
認証依頼削減・吸収量		9, 708 t-CO2[3]					

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名： 公益社団法人岐阜県森林公社
ダブルカウントの防止措置内容	**以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。** **（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）** **【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名： □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ ホームページ

ホームページ URL：http://www.gifu-shinrin.or.jp/

☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に：

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名：

☐ その他

具体的に：

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上